## 法学委員会分科会の設置について

分科会等名: ファミリー・バイオレンス分科会

1	所属委員会名	法学委員会
	(複数の場合	
	は、主体となる	
	委員会に○印を	
	付ける。)	
2	委員の構成	   15 人以内の会員および連携会員。
3	設置目的	わが国では、配偶者間暴力には「配偶者間暴力防止法」(D
		V法)、(家庭内の) 児童虐待には「児童福祉法」「児童虐待
		防止法」がそれぞれ対応している。前者は「配偶者暴力相談
		支援センター」の被害配偶者の支援ー地方裁判所の加害配偶
		者に対する保護命令の発布、後者は「児童相談所」による児
		童の保護措置 - 家庭裁判所の措置承認という、それぞれ別個
		のシステムによって構成されている。このようなシステムが
		十分機能しているか、更なる暴力・虐待の防止に有効か、被
		害者の保護と自立の支援が十分なされているか、等々多くの
		問題があることは、問題に携わる人たちの認識しているとこ
		ろである。他方では、両システムが分離されたことによって、
		DV家庭における児童の保護、監護権の帰属が円滑に行い得
		ない状況がある。そこでは、多くの場合児童虐待も存在する
		のである。
		この分科会は、Family Violence(家庭内暴力)への対応
		という観点から、intimate な関係における二つの類型の暴
		カへの対応の在り方を長期的に検討しようとするものであ
		る。
4	審議事項	1. 暴力防止と被害者支援の諸問題。
		2. Family Violence の法的対応の在り方。
		3. D V 被害者の保護と児童。
5	設 置 期 間	期限設置 年 月 日~ 年 月 日
		常設
6		   他の委員会との連携も考慮する必要がある。
	ин Ј	